

16 水俣病関係

16 - (1) 本県における水俣病対策の経過

年 月 日	事 項
昭和34年 8月12日	出水保健所へ奇病猫発生の届出がなされる（本県での公式発見）
8月21日	水俣病対策要綱を制定する （出水市，出水郡医師会，漁協等の協力を得て，水俣湾周辺海域の漁獲物の県内への移入） 阻止，水俣湾周辺海域での操業自粛，一般消費者に対する啓発を行う
35年 2月 3日	第1回水俣病患者診査協議会（厚生省所管）で患者2名を発見
5月	出水市米ノ津，高尾野町，東町の住民を対象に毛髪水銀調査を開始する （～昭和38年）
43年 5月	チッソ（株）水俣工場はアセトアルデヒドの製造を中止する
9月26日	厚生省が水俣病の原因はチッソ（株）水俣工場の排水中の有機水銀であることを政府統一見解として発表する
44年12月15日	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（旧法）が公布される（昭和45年2月1日施行）
12月27日	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく地域指定がなされる [鹿児島県；出水市]
45年 1月21日	鹿児島県公害被害者認定審査会（旧法）を設置して認定業務を開始する
1月26日	第 1 回認定審査会を開催する
46年11月	不知火海沿岸地域住民を対象に健康調査を実施する（～昭和49年） （鹿児島大学医学部，出水郡医師会等の協力を得て実施） 第 1 次アンケート調査・・・78,644人 第 2 次検診調査・・・23,476人 第 3 次検診（精密検診）・・・948人
48年10月 5日	公害健康被害の補償等に関する法律（新法）が公布される （昭和49年9月1日施行）
49年10月11日	鹿児島県公害健康被害認定審査会（新法）を設置する
12月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業実施要綱を施行する 〔答申保留者，経過観察者に対する医療費の自己負担分の助成〕
51年 1月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業の対象者を認定申請後1年を経過している者に拡大する
52年	水俣湾堆積汚い処理事業に関連して不知火海沿岸地域住民を対象に毛髪水銀調査を実施する〔以後毎年度実施〕
53年 1月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業の対象者を認定申請後6か月を経過している者で，身体の様子が一定の要件に該当する者に拡大する
11月15日	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法が公布される （昭和54年2月14日施行） （水俣病の認定申請を行っている者のうち，まだ処分を受けていない者は環境庁長官に対して認定申請をすることができる）
昭和54年 6月18日	東町伊唐島の住民を対象に健康調査を実施する（～9月14日） （鹿児島大学医学部の協力を得て実施） 第1次アンケート調査・・・322人 第2次検診調査・・・104人 第3次検診（精密検診）・・・10人
58年	東町獅子島の住民を対象に集中検診を実施する 〔昭和61年度までに262人〕
61年 7月29日	特別医療事業実施要綱を施行する

年 月 日	事 項
平成 3年 4月 1日	特別医療事業の対象者を昭和61年7月28日以前に水俣病認定申請を棄却された者まで拡大する
4年 6月29日	水俣病総合対策医療事業実施要綱を施行する 特別医療事業を廃止する 〔特別医療事業適用者であった者については、水俣病総合対策医療事業開始と同時に適用者とする〕
5年	水俣病総合対策健康管理事業を開始する 昭和43年12月31日以前に対象地域に居住し、かつ、現在も対象地域に居住している者に対する健康診査、健康指導を実施する
7年 3月31日	水俣病総合対策医療事業の申請受付を締め切る 平成7年3月31日現在、水俣病認定申請を行っている者については、申請の棄却処分があった日又は申請を取り下げた日の翌日から起算して60日以内に限り申請ができる
6月21日	「水俣病問題の解決」についての連立与党案がまとまる
12月15日	「水俣病問題の政府解決策」が閣議了解される
8年 1月22日	政府解決策に基づき、(新)水俣病総合対策医療事業実施要綱を施行する (旧)水俣病総合対策医療事業実施要綱を廃止する 〔同日、水俣病総合対策医療事業の申請受付を再開する 平成7年3月31日時点で水俣病認定申請を行っている者で、同日まで未処理分又は取り下げをしていない者についても受付期間内に申請をしなければならない〕
2月28日	第1回水俣病総合対策医療事業判定検討会を開催する
7月 1日	水俣病総合対策医療事業の申請受付を締め切る
9年 2月25日	第13回水俣病総合対策医療事業判定検討会を開催する (申請に対して判定を全て終了する)
16年10月15日	水俣病関西訴訟最高裁判決が言い渡され、国と熊本県の行政責任が認められる
17年 4月 7日	環境省が「今後の水俣病対策について」を発表する
10月13日	水俣病総合対策医療事業における保健手帳の申請受付を再開する
21年3月～7月	新たな救済策について与野党それぞれの法案が国会に提出され、与野党協議の結果、法案の一本化に合意した
7月15日	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が公布される (同日施行)
22年 4月16日	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針が閣議決定される
5月 1日	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく申請受付を開始する 〔平成22年 5月 1日時点で、水俣病認定申請を行っている者及び保健手帳を所持している者は、平成23年 3月31日までに申請をしなければならない〕
7月31日	水俣病総合対策事業の保健手帳の申請受付を締め切る